

1 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組と支援

自動車運転の業務については、時間外労働の上限規制の適用が令和6年（2024年）3月31日まで猶予されているが、適用猶予期間中の貨物運送業における自主的な取組が重要である。

このため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、貨物運送業に対する改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、労働時間等説明会の開催及び貨物運送業の自主的な取組の促進に向けた支援を行う。

2 労働時間等説明会の開催と貨物運送業の自主的な取組の促進

<取引環境・労働時間改善地方協議会との連携>

取引環境・労働時間改善地方協議会と連携して、労働時間等説明会の内容の検討や貨物運送業の自主的な取組を促進するため必要な意見交換を行う。

<労働時間等説明会の実施主体>

労働基準監督署

<労働時間等説明会の対象>

福島県トラック協会の会員企業等

<労働時間等説明会の内容>

- 改正労働基準法の内容や時間外労働等改善助成金等（労働基準監督署）
- 『ホワイト物流』推進運動や助成事業等（運輸局等）
 - ※ 運輸局等が説明時間を設けることができない場合には、監督署において、リーフレットの配布や制度等の紹介を行う。
- 業界としての対策等（トラック協会）

<団体と関係行政機関との連携>

- 福島県トラック協会から連携・調整役を選任
 - 連携・調整役は、トラック運送事業者等に労働時間等説明会の開催を周知するなど労働局等との窓口となるほか、これらの事業者から相談があった場合には労働局を紹介するなど貨物運送業の自主的な取組の促進に努める。
- 関係行政機関は、連携・調整役への情報提供等必要な支援を行うほか、連携・調整役の相談に応じる。

<集中的な取組の実施>

- 5年間ですべての貨物運送業に労働時間等説明会への参加の機会を与えながら、企業での準備期間等を考慮し、できる限り最初の3年間で集中的に当該説明会を実施する。

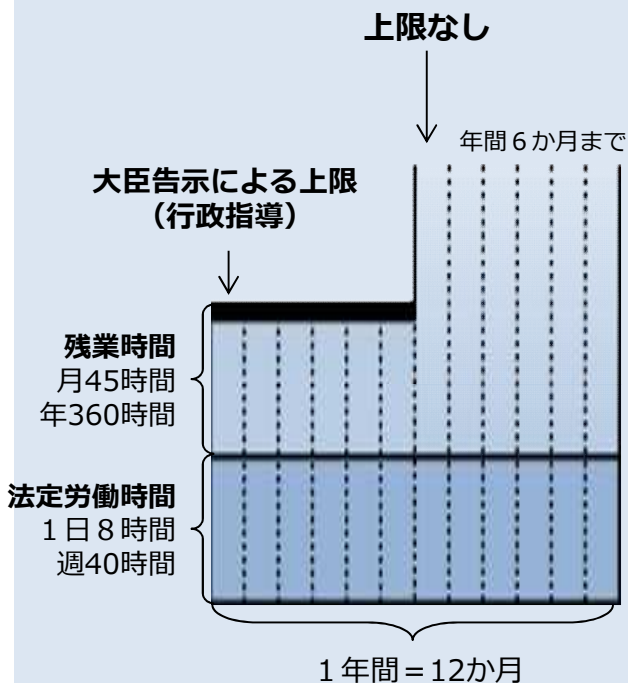
残業時間の上限を規制します

資料4(2)

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。

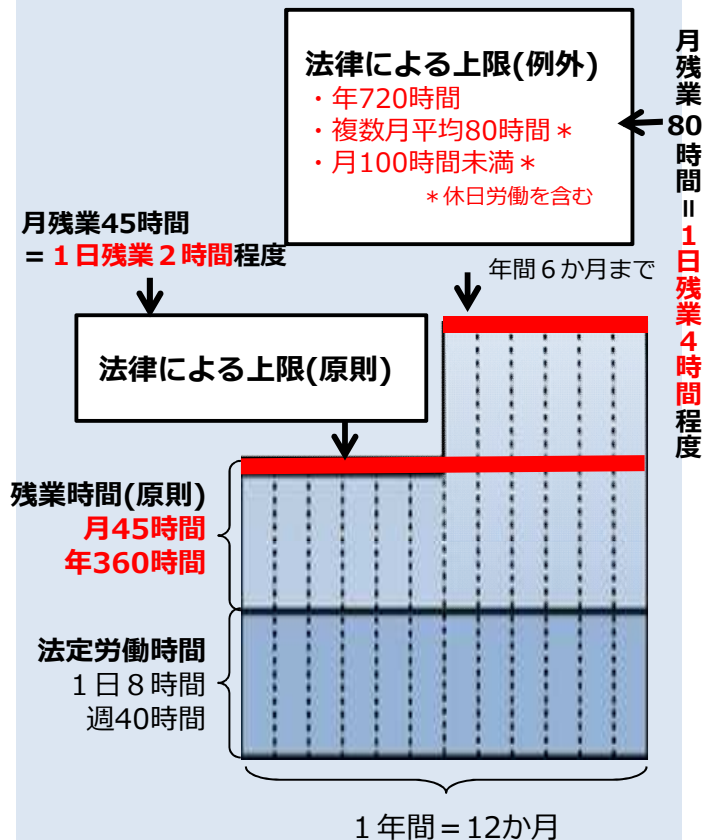
(現在)

法律上は、残業時間の上限がありませんでした（行政指導のみ）。



(改正後)

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。



◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）

◎ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、

- ・年720時間以内
- ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
- ・月100時間未満（休日労働を含む）

を超えることはできません。

（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

(改正後)

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、 <u>適用後の上限時間は、年960時間</u> とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

～中小企業の事情に配慮しながら助言指導を行います～

時間外労働の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特例による場合であっても、できる限りこの水準に近づける努力が求められます。このため、新たに労働時間の延長や休日労働を適正なものとするための指針を厚生労働大臣が定め、必要な助言・指導を行うこととしています。

その際、当分の間、中小事業主に対しこの助言・指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮することとしています。

～取引環境の改善も重要です～

長時間労働の是正には取引環境の改善も重要です。

労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めることと規定されました。